

第70期定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

事業報告

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

連結計算書類

連結注記表

計算書類

個別注記表

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本
計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本
監査役会の監査報告書 謄本

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

東洋エンジニアリング株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は監査役会設置会社である。取締役会は、経営および業務執行に係る全ての重要事項について審議・決定を行うとともに、職務執行に関する取締役相互の監視と監督を行う。また、当社は最高経営責任者である取締役社長の諮問機関として経営執行会議を設置し、業務執行に関する主要事項の報告・審議を行う。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、職務の執行が法令等に適合することを確保するため、役職員行動規範、コンプライアンス・マニュアル、その他関連する規程を定める。また、取締役、執行役員および従業員は、誓約書を提出し、これらを遵守する。
- ② 当社は、Chief Compliance Officer (CCO) を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓蒙・推進活動およびコンプライアンス体制の運営・監視に努める。
 - i) コンプライアンス委員会が、啓蒙・推進活動を立案し、同委員会事務局および各部門長が中心となりこれを実施する。
 - ii) 各部門長は、職務の執行において準拠・遵守すべき法令等を整理・確認し、業務手順書やチェックリスト等の整備・改定を行い、運用の徹底に努める。
 - iii) コンプライアンス委員会は、コンプライアンス違反事案について報告を受け、その対応状況についてレビューを行う。
 - iv) コンプライアンス委員会は、上記の実施状況の確認とその評価を行い、CCO がこれを定期的に取り締役会、経営執行会議へ報告する。取締役会は、この報告を受け、年1回のマネジメントレビューを実施する。
- ③ 当社は、法令違反その他コンプライアンスについての内部通報制度を整備し、取締役会、監査役会へ適切な報告がなされるための体制を整える。このため、相談・通報窓口を社内・社外に設置するとともに、社内規程において、通報者に対する通報を理由とした不利益な取扱いを禁止する。
- ④ 監査役は、定期的、随時に取締役の職務執行につき法令及び定款に違反する重大な事実がないか、また取締役会等の経営判断につき取締役の善管注意義務・忠実義務の観点から不当な点がないかを監査する。また、監査役ならびに内部監査部門は、各部門におけるコンプライアンスの状況について監査を実施し、取締役会等に報告する。
- ⑤ 当社は、金融商品取引法で求められる財務報告の信頼性を確保するため、内部統制体制の整備・運用・評価を実施する。
- ⑥ 当社は、反社会的勢力に対しては一切の関係をもたず、不当要求を受けた場合等の事案発生時には、総務部を対応統括部署として警察および顧問弁護士等と連携し毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行に関する情報(株主総会議事録、取締役会議事録、経営執行会議の記録、経理に関する帳票類などの経理資料等)については、法令ならびに文書管理基準に従い、適切に保存および管理する。
- ② 当社は、個人情報の保護を含む全般的な情報については、情報資産マネジメント規程および HSE・品質・情報セキュリティ基本方針に従い、適切に保存および管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社の業務全般について、事業環境の変化を含めリスクの可能性のある事象を識別し、リスクの分類、分析、評価、対応を行うプロセスおよびその所管部門、関連規程等を明確化させ、リスク管理体制を整備する。
- ② 当社は、諸規程、手順書、業務フロー等を整備し、次のとおり運用する。また、当社が認識すべき主要なリスクについては、これを整理し、共有化を図る。
 - i) 重要案件の基本方針を取締役会および経営執行会議に諮り、承認を得る。
 - ii) 経営執行会議の下部機関としてリスク対策委員会を設け、プロポーザルおよびプロジェクトに関するリスクの詳細な評価と対応策の検討を行う。
- ③ 当社は、当社の事業や財産・名誉・信用や役職員の生命・身体に重大な損害を与え、適正、適時に対応を怠った場合に当社の存在を危うくするような緊急かつ重大な危機が発生した場合に機動的に対応するため危機管理規程を定め、これに基づき次の危機管理体制を確立する。
 - i) 危機管理体制としては、平時においては、危機管理室および関連各部門が危機に繋がる可能性を早期に察知・把握し、危機発生時においては、社長直轄の危機対策本部が危機対応に関する全ての事項について必要な意思決定を行う。
 - ii) 危機管理規程に基づき、事業継続計画を定め、発生時の緊急体制と運営方法を策定し、予防措置、教育・訓練等を実施するとともに、計画の定期的な点検および不備の是正を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中長期の経営戦略や経営の重要事項を決定するため、月 1 回の定例取締役会、社外取締役・社外監査役に対する執行部門による業務執行状況報告のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ② 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的に行うため、執行役員制度を設け、取締役会において執行役員を選任し、取締役の監督のもと、委嘱された業務の執行にあたらせる。また、経営執行会議において役付執行役員を中心に業務の執行に関する事項を報告、審議する。
- ③ 変化の激しい市場環境のもとで、経営の意思決定の迅速性を確保するとともに、透明性のある合理的な経営判断を行うため、取締役会および経営執行会議に関する規程や付議基準等について定期的な見直しを行う。また、同様の観点から、各役職の業務執行の権限、責任、執行手順などを定めた組織・職務権限規程等の規程についても定期的な見直しを行う。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ各社の健全な経営および効率的な職務の執行を促進させるべく、グループ会社管理規程を定め権限と責任を明確にし、グループ経営管理部門が事業計画・運営方針・利益目標等について当社とグループ各社との調整およびグループ経営に関する全社的課題への対応を行う。
- ② 当社は、関連するグループ会社を支援して EPC(設計・調達・工事)を遂行するための基盤と機能を強化するとともに、営業に関するグループ戦略の共有と連携を行う。
- ③ 当社は、グループ会社における現地法制等との適合性も考慮し、グループ全体のコンプライアンス体制の整備と運用を行う。また、財務報告の信頼性確保に向けた取り組みおよび安全保障貿易管理制度遵守の徹底についても、関連各部門が連携して実施する。
- ④ グループ会社は、各社ごとのリスク管理体制および危機管理体制を整備するとともに、グループ経営に重要な影響を与えるリスクについては、グループ経営管理部門が各社状況を的確に把握し管理する。
- ⑤ グループ経営管理部門は、グループ会社に対して、内部監査部門、経理財務部門、監査役と連携して、業務執行状況および財務状況に関する定期的な報告を求め、管理・統制を計画的に実施する。
- ⑥ 持分法適用会社に対しては、その持分および負担すべき責任の割合に応じた適切な管理体制を構築し、グループ経営管理部門が管理を実施する。
- ⑦ 当社は、大株主2社(三井物産株式会社、三井化学株式会社)との諸取引にあたっては、案件審査や取引条件の設定など、他の取引先と同様に、透明性をもって審議を行う。
- ⑧ 当社は、少数株主の存在する子会社の経営に関しても、少数株主の利益を尊重し、不正・不当な取引を強要することがないよう、透明性をもって審議を行う。

(6) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項

- ① 当社は、監査役の職務を補助するため、監査役会事務局を設置する。監査役会事務局担当者は、(7)項に述べる監査環境を踏まえ、関連各部門との兼務者とするが、使用人の監査関連職務遂行の際の指揮・命令権者は監査役とする。
- ② これらの体制および独立性を確保するために、監査役会事務局担当者は、監査役の承認を得て指名され、異動、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施されるものとする。

(7) 監査役への報告体制および監査役監査の実効を確保するための体制

- ① 常勤監査役は、経営管理上重要なすべての会議に常時出席する。
- ② 当社は、代表取締役と監査役との四半期ごとの定期協議の場を設け、会社事業環境とリスク、会社が対処すべき課題、監査役監査環境整備の状況、監査上の重要課題等についての意見交換をする。
- ③ 監査役は、内部監査部門との定期的および随時の協議を通じ、監査役監査と内部監査との連携を図る。
- ④ 常勤監査役は、定期的および随時に各部門の監査ヒアリングならびに国内外の主要子会社および建設現場の往査を実施する。また、取締役は、往査体制を充実させる。

- ⑤ 常勤監査役は、監査役監査基準の内容および運用方針を取締役会等に報告し、取締役および執行部門の監査協力を図る。
- ⑥ 取締役は、経営管理上の重要決裁文書や報告文書等が、定期的に、または、事象の発生や意思決定の都度、常勤監査役に遅滞なく報告されること、また、監査役への報告者に対する報告を理由とした不利益な取扱いがされないことを常に徹底する。
- ⑦ 取締役は、監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置する。

2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) コンプライアンス

当社は、役職員行動規範やコンプライアンス・マニュアルを整備し、コンプライアンスに関する啓蒙・推進のための機関としてコンプライアンス委員会を設け活動している。当事業年度の当該体制の運用状況のうち主なものは以下のとおりである。

- ・コンプライアンス委員会による、啓蒙・推進活動計画の立案、その実施状況の確認・評価、役職員行動規範等の遵守状況の監視・監督、および、これらに関する取締役会への報告
- ・取締役会による、上記報告に対するマネジメントレビューの実施
- ・コンプライアンス研修（eラーニング、新入社員研修、新任管理職研修）および講演会の実施
- ・監査役および内部監査部門によるコンプライアンス監査の実施と取締役会への報告
- ・財務報告の信頼性確保に向けた内部統制の整備・運用・評価の実施
- ・全グループ会社を対象とした統一的な内部通報制度の運用

(2) リスク管理

当社は、業務遂行上のリスクを管理するため、リスクの可能性のある事象の識別、リスクの評価、その対策の検討というプロセスを明確化させた業務関係諸規程、手順書、業務フロー等を整備しリスク管理をしている。当事業年度の当該体制の運用状況のうち主なものは以下のとおりである。

- ・当社事業環境におけるリスクの定量的評価の実施
- ・リスク対策委員会におけるプロポーザルとプロジェクトのリスクの詳細な分析・評価、および対応策の検討・答申。なお、特に大型プロジェクトの受注および遂行に関して、監査役より、その実務面において更なるリスク管理の徹底を行うべきとの指摘があり、今後も真摯に取り組んでいく。
- ・プロポーザル承認プロセスの運用強化
- ・地震、火災等の危機発生を想定した訓練の実施、および事業継続計画における緊急体制、運営方法等の定期的な点検と改善
- ・セキュリティ管理策に基づく情報管理（秘密保持の同意取得、情報資産の管理、場所（区画）の管理、モバイル端末を含む情報処理装置の管理、ネットワーク、システム等の管理、情報のバックアップ、電子メールの取扱い、知的財産管理、個人情報保護）

(3) 職務執行の適正および効率性の確保

当社は、取締役会規程、同付議基準、経営執行会議規程、同付議基準等により取締役会が判断し決定する事項と執行役員等への委任事項を定め、取締役の職務執行の効率化を図っている。取締役会は社外取締役4名を含む9名、経営執行会議は役付執行役員を中心に構成され、当事業年度は、取締役会を15回開催、経営執行会議を76回開催した。当事業年度の当該体制の運用状況のうち主なものは以下のとおりである。

- ・ 審議・決裁を効率良く的確に進めることを念頭においた会議資料の作成および議案説明の実施
- ・ 開催前の検討時間確保のため、会議資料の余裕を持った事前配布と事前説明の実施
- ・ 取締役会の付議前における経営執行会議での議案の十分な審議

(4) 企業集団における業務の適正の確保

当社は、当社グループの統括機能の強化および戦略の共有と連携等を図ることにより、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制整備に努めている。当事業年度の当該体制の運用状況のうち主なものは以下のとおりである。

- ・ グループ内案件戦略の共有と連携強化に向けた当社と主要グループ会社間の営業調整会議の実施、および個別プロジェクトを通じたグループ会社の機能強化支援
- ・ グループ会社からの業務執行状況、財務状況、リスク等に関する月次報告等に基づく、グループ各社の状況の的確な把握および計画的な管理・統制
- ・ 持分法適用会社への適切な管理体制の構築

(5) 監査役監査の実効性確保

監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成され、当事業年度において、19回開催され、監査実施要領、監査の内容・結果などについて報告、審議を行った。当事業年度の監査役監査の実効性確保に関する主な取り組みは以下のとおりである。

- ・ 取締役、執行役員および主な従業員等からの会社事業状況等の聴取や、子会社往査を含む必要な調査の実施による取締役の職務執行の監査
- ・ 監査役の取締役会への出席、および、四半期ごとに開催する監査役と代表取締役との定期協議における意見交換
- ・ 常勤監査役による、経営執行会議など経営上重要な会議への常時出席および重要事項に関する監査役会への報告
- ・ 監査役会と会計監査人および業務監査部との間における、監査計画、重点監査項目、監査方法、審査と品質管理の体制、会社の事業状況に関する所見の説明、監査結果等についての意見交換や、それぞれの独立性に配慮した上での、相互に連携した監査の実施
- ・ 取締役の指揮・命令から独立した監査役会事務局による監査役の職務遂行の補助

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- 1) 連結子会社数 14 社
テックプロジェクトサービス(株)、テックビジネスサービス(株)、テック航空サービス(株)、Toyo Engineering Korea Limited、Toyo Engineering India Private Limited、東洋工程(上海)有限公司他8社
TS Participações e Investimentos S.A.の株式を追加取得したことにより、同社および同社の子会社であるTSE S.A.と Estaleiros do Brasil Ltda.を連結子会社化したため、持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に含めております。
- 2) 主要な非連結子会社 (株)千葉データセンター
非連結子会社9社の総資産の合計額、売上高の合計額、当期純損益の額のうち持分に見合う額の合計額および利益剰余金の額のうち持分に見合う額の合計額はいずれも重要性に乏しく、連結計算書類に重要な影響をおよぼしておりません。
なお、非連結子会社数が1社減少しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- 1) 持分法適用会社数
非連結子会社 0 社
関連会社 2 社
Offshore Frontier Solutions Pte. Ltd.、TOYO MODEC OFS India Private Limited
TOYO MODEC OFS India Private Limitedの株式を取得したことにより、同社を新たに持分法適用の範囲に含めております。
TS Participações e Investimentos S.A.の株式を追加取得したことにより、同社および同社の子会社であるTSE S.A.と Estaleiros do Brasil Ltda.を連結子会社化したため、持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に含めております。
- 2) 持分法非適用の主要な非連結子会社・関連会社 (株)千葉データセンター
持分法非適用の非連結子会社9社および関連会社6社の当期純損益の額のうち持分に見合う額の合計額および利益剰余金の額のうち持分に見合う額の合計額はいずれも重要性に乏しく、連結計算書類に重要な影響をおよぼしておりません。
なお、持分法非適用の非連結子会社数が1社減少、関連会社数が1社増加しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社Toyo Engineering Korea Limited、東洋工程(上海)有限公司他7社の決算日は12月31日ではありますが、連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用しております。
なお、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

- 1) 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの…時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等 …移動平均法による原価法
- 2) 未成工事支出金の評価基準および評価方法は、個別法による原価法によっております。
- 3) デリバティブの評価方法は、時価法によっております。
- 4) 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりであります。
 1. 有形固定資産(リース資産を除く)
当社および国内連結子会社については主として定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。なお、在外連結子会社については主として定額法によっております。
 2. 無形固定資産(リース資産を除く)
主として定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能見込期間(5年間)による定額法によっております。

3. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、国際財務報告基準を適用している連結子会社については、国際財務報告基準第16号「リース」を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産および負債として計上しており、資産計上されたリース資産の減価償却方法は定額法によっております。

5) 重要な引当金の計上方法は、次のとおりであります。

1. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2. 賞与引当金

従業員に支給すべき賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

3. 完成工事補償引当金

完成工事高として計上した工事に係る瑕疵担保に備えるため、過年度実績率に基づく発生見込額を計上しております。

4. 工事損失引当金

大型工事の完成に伴い発生することが確実な多額の損失に備えるため、その見込額を計上しております。

5. 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債、収益および費用は在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

7) 重要な収益および費用の計上基準

当社グループでは、下記の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する

ステップ5:履行義務を充足した時点で(又は充足するに依りて)収益を認識する

当社グループは主として一定期間にわたって履行義務が充足される役務の提供および工事請負契約を顧客と締結しております。

一定の期間にわたり履行義務の充足が認められる工事について、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、当連結会計年度末までに発生した工事原価が工事原価総額に占める割合(インプット法)に基づいて行っております。

工事原価総額については、工事案件ごとの仕様や工期といった契約内容を精査の上、機器・資材の調達先や工事業者からの見積りや過去に積み重ねてきた実績・経験・ノウハウに基づき、単価・数量・作業工程・作業工数等の主要な仮定を設定し、期末決算日までの進捗状況を踏まえて、最善の見積りおよび仮定を継続的に見直しております。

また、一部の工事については、性能保証および納期保証を付しておりますが、契約履行に伴い、顧客へ一定の返金義務が生じることが見込まれる場合には、当該部分を見積もった上で収益を減額しております。

8) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用し、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

1. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約、通貨オプション、通貨スワップ、金利スワップなど

ヘッジ対象

外貨建金銭債権・債務、外貨建収益・費用など

2. ヘッジ方針

為替等の相場変動による損失の発生を避けるため、主として当社の内部規程であるリスク管理方針等に基づき、当該変動リスクをヘッジしております。

3. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額の比率をもって評価しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産、負債または予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性評価を省略しております。

9) その他連結計算書類作成のための重要な事項

1. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

2. 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

10) のれんの償却については、20年内で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用されておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)	
	完成工事高
主たる地域市場	
西南アジア・中東・アフリカ	87,489
日本	65,025
東南アジア・韓国	46,360
中南米	37,640
中国	26,475
北米	9,043
ロシア・中央アジア	5,889
その他	165
計	278,091
主要な財又はサービスのライン	
化学・肥料	83,332
石油・ガス	78,337
石油化学	47,499
発電・交通システム等	46,295
医薬・環境・産業施設	13,322
その他	9,303
計	278,091

(注) 1. 金額は外部顧客からの完成工事高で表示しております。

2. 完成工事高は、そのほとんどが顧客との契約から認識した収益であり、その他の源泉から認識した収益に重要性はありません。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 7) 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の残高

(単位:百万円)

当連結会計年度	
顧客との契約から生じた債権	70,850
契約資産	42,667
契約負債	53,159

契約資産は、工事請負契約について報告期間の末日時点での進捗度に基づいて測定した履行義務の充足部分と交換に受取る対価に対する権利のうち、債権を除いたものです。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で債権に振替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものです。

当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、55,058百万円です。

なお、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から認識した収益に重要性はありません。

2) 残存履行義務に配分した取引価格

(単位:百万円)

商品区分						
石油化学	発電・交通システム等	石油・ガス	化学・肥料	医薬・環境・産業施設	その他	合計
77,587	70,649	61,876	53,245	36,398	1,955	301,713

(注) 主として工事請負契約に係るものであり、その多くは1年超の長期にわたって完成工事高として認識されると見込まれます。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「投資有価証券売却益」(当連結会計年度は172百万円)は金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「雑収入」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「特別損失」で表示していた「減損損失」は、より実態に即した明瞭な表示とするため、当連結会計年度より「固定資産減損損失」に科目名を変更しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益

1) 当連結会計年度計上額(完成工事高のうち、一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益の額)

完成工事高	244,625 百万円
-------	-------------

2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、一定の期間にわたり履行義務の充足が認められる工事について、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、当連結会計年度末までに発生した工事原価が工事原価総額に占める割合(インプット法)に基づいて行っております。

工事原価総額は、工事案件ごとの仕様や工期といった契約内容を精査の上、機器・資材の調達先や工事業者からの見積りや過去に積み重ねてきた実績・経験・ノウハウに基づき、単価・数量・作業工程・作業工数等の主要な仮定を設定し、期末決算日までの進捗状況を踏まえて、最善の見積りを行っております。

ロシア・ウクライナ情勢に伴う影響については、本情勢に起因した原材料価格の上昇や供給物流面での制約等、国や地域、案件によって濃淡有りますが、影響の最小化に努めており、個別に状況を精査した上で想定される影響額を工事原価総額に織り込んでおります。

予測不能なリスクの顕在化、前提条件の変化などが生じた場合には、工事原価総額が変動し、翌連結会計年度の収支に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の評価

1) 当連結会計年度計上額

繰延税金資産(純額)	1,191 百万円
------------	-----------

(繰延税金負債と相殺前の金額は1,812百万円です。)

2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社および通算グループは、当連結会計年度末における将来減算一時差異および繰越欠損金から生じる繰延税金資産の回収可能性について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)による会計上の見積りを行っており、翌期1年間の一時差異等加減算前課税所得見込み等に基づき、繰延税金資産に対して総額31,853百万円の評価性引当金を計上しております。

この会計上の見積りは、当連結会計年度末時点の最新の経営状況、遂行中案件の収支および新規受注見込案件の受注時期の変動リスク等を総合的に勘案して行っておりますが、これらの前提条件に変化が生じた場合、評価性引当金が変動することにより翌連結会計年度の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産	
建物及び構築物	533 百万円
土地	1,194 百万円
投資その他の資産(その他)	159 百万円
計	1,886 百万円

(注) 担保に供している資産の一部についてはパフォーマンスボンドの発行のため差し入れたもので、当連結会計年度末現在、対応債務は存在していません。

(2) 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(3) 保証債務

保証先	金額	内容
その他	38 百万円	出資保証等
計	38 百万円	

(4) 財務制限条項

借入金のうち13,300百万円(1年内返済予定額含む)には、当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	38,558,507	-	-	38,558,507
A種優先株式(株)	20,270,300	-	-	20,270,300
合計(株)	58,828,807	-	-	58,828,807

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	228,981	648	-	229,629

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

(3) 配当に関する事項

1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	459	12.0	2024年 3月31日	2024年 6月28日
2024年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	利益剰余金	243	12.0	2024年 3月31日	2024年 6月28日

2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会 (予定)	普通株式	利益剰余金	958	25.0	2025年 3月31日	2025年 6月27日
2025年6月26日 定時株主総会 (予定)	A種優先株式	利益剰余金	506	25.0	2025年 3月31日	2025年 6月27日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、一時的な余資は安全性の高い金融資産(債券・預金)で運用し、資金調達については主に銀行借入により調達しております。デリバティブは、将来の為替変動によるリスク回避、金利変動リスク回避、および信用リスク回避を目的とし、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形および完成工事未収入金等は、顧客および取引先の信用リスクと、為替の変動リスクに晒されております。

信用リスクに関しては、受注時において顧客の信用リスクの精査を行うとともに、L/C決済などの支払保証手段、さらに輸出信用保険を付保する等の対策を講じております。また為替の変動リスクについては、原則、先物為替予約を利用してフルヘッジすることとしております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、経理財務部門が定期的に時価を把握することとしております。

営業債務である支払手形および工事未払金等は、ほとんど1年内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資や運転に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避するため、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、主として外貨建ての営業取引に係わる為替の変動リスクを回避することを目的とした先物為替予約や、支払金利の変動リスクを回避するための金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結決算日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額4,555百万円)は、「その他有価証券」には含めておりません。

また、「現金預金」および「短期借入金」については、現金であること、預金および短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
受取手形・完成工事未収入金等 貸倒引当金(*1)	113,517 △ 1,297		
	112,219	112,102	△ 117
未収入金 貸倒引当金(*1)	13,979 △ 434		
	13,544	13,495	△ 49
投資有価証券 その他有価証券	2,333	2,333	-
資産 計	128,097	127,931	△ 166
支払手形・工事未払金等	84,981	84,956	△ 25
長期借入金	37,840	37,640	△ 199
負債 計	122,821	122,596	△ 224
デリバティブ取引(*2) ヘッジ会計が適用されていないもの	559	559	-
ヘッジ会計が適用されているもの(*3)	△ 340	△ 340	-
デリバティブ取引 計	218	218	-

(*1)完成工事未収入金・未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(*3)為替予約等の振当処理によるものはヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価の時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券	2,333	-	-	2,333
資産 計	2,333	-	-	2,333
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	-	559	-	559
ヘッジ会計が適用されているもの	-	△ 340	-	△ 340
デリバティブ取引 計	-	218	-	218

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形・完成工事未収入金等	-	112,102	-	112,102
未収入金	-	13,495	-	13,495
資産 計	-	125,597	-	125,597
支払手形・工事未払金等	-	84,956	-	84,956
長期借入金	-	37,640	-	37,640
負債 計	-	122,596	-	122,596

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

受取手形・完成工事未収入金等ならびに未収入金

これらの内、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっており、それ以外の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間および信用リスクなどを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

支払手形・工事未払金等

これらの内、短期間で決済するものは、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっており、それ以外の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、返済期日までの期間および信用リスクなどを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(一年内返済予定分を含む)

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,174.35 円
1株当たり当期純利益	34.49 円

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、ブラジルの連邦監察庁(Comptroller General of Union、以下「CGU」)が、当社および当社のブラジル子会社である Projeto de Plantas Industriais Ltda (以下「PPI社」)に対し、PPI社が参加したプロジェクト(リオデジャネイロ州イタボライのコンベルジェ石油化学コンビナート内のユーティリティ設備の建設工事)における不正行為に関する行政審判を開始したことを2021年6月30日に報告しておりましたが、本年4月7日、CGUは、当社およびPPI社に対し罰金約5億6千万レアル(約140億円)を科すとの決定を出しました。

当社は、2021年6月30日の報告において、PPI社(および当社)は当該不正行為には関与していないと説明しておりますが、この立場は不変です。本決定に対して、本年4月16日付で異議申し立ての процедуруを取っております。

11. その他の注記

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

1) 被取得企業の名称及び事業の内容

① 被取得企業の名称 : TS Participações e Investimentos S.A.
事業の内容 : 各種産業設備の企画、設計、機器調達、建設、運転指導、
洋上石油・ガス設備向けモジュールの設計、組立、据付

② 被取得企業の名称 : TSE S.A.
事業の内容 : 各種産業設備の企画、設計、機器調達、建設、運転指導

③ 被取得企業の名称 : Estaleiros do Brasil Ltda.
事業の内容 : 洋上石油・ガス設備向けモジュールの設計、組立、据付

2) 企業結合を行った主な理由

被取得企業が遂行するプロジェクトに関する実行支援、リスク管理とガバナンスの強化、資本の充実による財務基盤の強化を当社主導で積極的に推進するためです。

3) 企業結合日

2024年6月30日

4) 企業結合の法的形式

貸付債権の現物出資による株式取得(デット・エクイティ・スワップ)

5) 結合後の企業の名称

変更ありません。

6) 取得した議決権比率	
企業結合直前に所有していた議決権比率	50.00%
企業結合日に追加取得した議決権比率	42.99%
取得後の議決権比率	92.99%

7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が貸付金を現物出資して株式を取得したためです。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
同社の決算日は12月31日であり、連結決算日と3か月異なっております。
2024年6月30日が企業結合日であるため、同社の2024年7月1日から2024年12月31日までの業績を当連結会計年度に係る連結損益計算書に含めております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に所有していた株式の企業結合日における時価	:	785 百万円
追加取得に伴い現物出資した貸付金の帳簿価額	:	9,637 百万円
取得原価	:	10,423 百万円

(4) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
段階取得に係る差益 4,155百万円

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	38,729 百万円
固定資産	2,644 百万円
資産合計	41,374 百万円
流動負債	26,533 百万円
固定負債	8,272 百万円
負債合計	34,805 百万円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

1) 発生したのれん
4,154百万円

2) 発生原因
取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったことにより発生したものであります。

3) 償却方法及び償却期間
のれん発生時に全額減損損失を計上しております。

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

完成工事高	38,784 百万円
営業損失	1,057 百万円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された完成工事高及び損益情報と当社の連結損益計算書における完成工事高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、影響の概算額については、監査証明を受けておりません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。

- 1) 子会社株式および関連会社株式・・・移動平均法による原価法
- 2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの・・・時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

(2) 未成工事支出金の評価基準および評価方法は、個別法による原価法によっております。

(3) デリバティブの評価方法は、時価法によっております。

(4) 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりであります。

- 1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法によっております。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。
- 2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法によっております。耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能見込期間(5年間)による定額法によっております。
- 3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 重要な引当金の計上方法は、次のとおりであります。

- 1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 2) 賞与引当金
従業員に支給すべき賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- 3) 完成工事補償引当金
完成工事高として計上した工事に係る瑕疵担保に備えるため、過年度実績率に基づく発生見込額を計上しております。
- 4) 退職給付引当金
・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。・未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
- 5) 工事損失引当金
大型工事の完成に伴い発生することが確実な多額の損失に備えるため、その見込額を計上しております。
- 6) 関係会社債務保証損失引当金
関係会社に対する債務保証等に関して生じる損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。
- 7) 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(6) 重要な収益および費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1: 顧客との契約を識別する

ステップ2: 契約における履行義務を識別する

ステップ3: 取引価格を算定する

ステップ4: 取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する

ステップ5: 履行義務を充足した時点で(又は充足するに応じて)収益を認識する

当社は主として一定期間にわたって履行義務が充足される役務の提供および工事請負契約を顧客と締結しております。

一定の期間にわたり履行義務の充足が認められる工事について、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、当事業年度末までに発生した工事原価が工事原価総額に占める割合(インプット法)に基づいて行っております。

工事原価総額については、工事案件ごとの仕様や工期といった契約内容を精査の上、機器・資材の調達先や工事業者からの見積りや過去に積み重ねてきた実績・経験・ノウハウに基づき、単価・数量・作業工程・作業工数等の主要な仮定を設定し、期末決算日までの進捗状況を踏まえて、最善の見積りおよび仮定を継続的に見直しております。

また、一部の工事については、性能保証および納期保証を付しておりますが、契約履行に伴い、顧客へ一定の返金義務が生じることが見込まれる場合には、当該部分を見積もった上で収益を減額しております。

- (7)外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。
- (8)ヘッジ会計の方法
主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用し、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。
- 1)ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
為替予約、通貨オプション、通貨スワップ、金利スワップなど
ヘッジ対象
外貨建金銭債権・債務、外貨建収益・費用など
- 2)ヘッジ方針
為替等の相場変動による損失の発生を避けるため、当社の内部規程であるリスク管理方針等に基づき、当該変動リスクをヘッジしております。
- 3)ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額の比率をもって評価しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産、負債または予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性評価を省略しております。
- (9)その他計算書類作成のための重要な事項
グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

- (1)「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の適用
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。
法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過措置に準拠しております。
なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

- (1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報
顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、連結注記表の「3. 収益認識に関する注記(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。
- (2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(6)重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- (3)当事業年度および翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
当事業年度および翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報は、連結注記表の「3. 収益認識に関する注記(3)当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 表示方法の変更に関する注記

- (損益計算書)
前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「外国源泉税」(当事業年度は379百万円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度より「雑支出」に含めて表示しております。
前事業年度において、「営業外費用」の「雑支出」に含めて表示しておりました「関係会社株式評価損」は金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「関係会社株式評価損」は38百万円であります。

5. 会計上の見積りに関する注記

- (1)一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益
1)当事業年度計上額(完成工事高のうち、一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益の額)

完成工事高	110,945 百万円
-------	-------------
- 2)その他見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表の「5. 会計上の見積りに関する注記(1)一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益 2)その他見積りの内容に関する理解に資する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。
- (2)繰延税金資産の評価
1)当事業年度計上額

繰延税金資産	— 百万円
--------	-------
- 2)その他見積りの内容に関する理解に資する情報
当社は、当事業年度末における将来減算一時差異および繰越欠損金から生じる繰延税金資産の回収可能性について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)による会計上の見積りを行っており、翌期1年間の一時差異等加減算前課税所得見込み等に基づき、繰延税金資産に対して総額34,667百万円の評価性引当金を計上しております。
この会計上の見積りは、当事業年度末時点の最新の経営状況、遂行中案件の収支および新規受注見込案件の受注時期の変動リスク等を総合的に勘案して行っておりますが、これらの前提条件に変化が生じた場合、評価性引当金の変動することにより翌事業年度の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表等に関する注記

(1) 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(2) 保証債務

保証先	金額	内容
TSE S.A.	11,595 百万円	借入保証
Toyo Engineering & Construction Sdn. Bhd.	118 百万円	履行保証等
その他	38 百万円	出資保証等
計	11,752 百万円	

(3) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

金銭債権	
短期金銭債権	8,349 百万円
長期金銭債権	13,066 百万円
金銭債務	
短期金銭債務	2,604 百万円
長期金銭債務	48 百万円

(4) 財務制限条項

借入金のうち13,300百万円(1年内返済予定額含む)には、当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されております。

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引	
完成工事高	8,371 百万円
仕入高	12,817 百万円
営業取引以外の取引	12,687 百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数

普通株式	229,629 株
------	-----------

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
貸倒引当金	13,771 百万円
繰越欠損金	10,919 百万円
投資有価証券評価損	5,445 百万円
未收利息	1,503 百万円
工事未払金	896 百万円
債務保証損失引当金	413 百万円
退職給付引当金	396 百万円
繰延ヘッジ損失	106 百万円
工事損失引当金	9 百万円
その他	1,679 百万円
繰延税金資産小計	35,140 百万円
評価性引当額	△34,667 百万円
繰延税金資産合計	473 百万円
繰延税金負債	
退職給付信託設定益	△690 百万円
その他有価証券評価差額金	△579 百万円
繰延税金負債合計	△1,269 百万円
繰延税金資産純額	△796 百万円

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主 の子会社	(株)プライムポリマー	—	設計・調達・工事 の請負	設計・調達・工事の請負 注1	7,389 百万円	完成工事未収入金	7,520 百万円
						流動負債 その他	270 百万円

(注)取引条件および取引条件の決定方針等

- 1 設計・調達・工事の請負については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件にて決定しております。

(2) 関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Toyo Engineering India Private Limited	所有 直接 98.9%	運転資金の融資	運転資金の融資 注1	—	関係会社 長期貸付金	5,989 百万円
				利息の受取り 注1	398 百万円	流動資産 その他	22 百万円
子会社	Toyo U.S.A., Inc.	所有 直接 100.0%	設計の請負	設計の請負 注2	6,036 百万円	未成工事受入金	2,643 百万円
						完成工事未収入金	384 百万円
子会社	PT. Inti Karya Persada Teknik	所有 直接 47.0%	運転資金の融資	運転資金の融資 注3	—	関係会社 長期貸付金	2,538 百万円
子会社	テックプロジェクト サービス(株)	所有 直接 100.0%	運転資金の融資	運転資金の融資 注1、4	4,900 百万円	流動資産 その他	3,700 百万円
				利息の受取り 注1	13 百万円	—	—
子会社	TSE S.A.	所有 間接 92.9%	保証債務	保証債務 注5	11,595 百万円	—	—
関連 会社	TS Participações e Investimentos S.A.	所有 直接 50.0%	運転資金の融資	運転資金の融資 注6	5,542 百万円	—	—
子会社	TS Participações e Investimentos S.A.	所有 直接 92.9%	増資の引受	増資の引受 注7	9,965 百万円	—	—
関連 会社	NEDL Construcoes de Dutos do Nordeste Ltda.	所有 直接 42.5%	運転資金の融資	運転資金の融資 注1、8	—	関係会社 長期貸付金	3,707 百万円

(注)取引条件および取引条件の決定方針等

- 運転資金の借入および融資に係る金利については、市中の実勢金利等を勘案して決定しております。
- 設計の請負については、市場価格に基づいて価格交渉し、一般取引と同様に決定しております。
- PT. Inti Karya Persada Teknikに対する運転資金の融資については、経営支援のため無利子としております。
- テックプロジェクトサービス(株)に対する運転資金の融資については、当事業年度において貸倒損失1,200百万円、貸倒引当金繰入額392百万円および貸倒引当金392百万円を計上しております。
- TSE S.A.の銀行借入につき、債務保証を行ったものであり、当事業年度において債務保証損失引当金1,328百万円および債務保証損失引当金繰入額1,328百万円を計上しております。
- TS Participações e Investimentos S.A.に対する運転資金の融資については、経営支援のため無利子としております。
- 増資の引受については、デット・エクイティ・スワップ方式による貸付金の現物出資によるものであります。これにより、TS Participações e Investimentos S.A.は当事業年度において関連会社から子会社となっております。
- NEDL Construcoes de Dutos do Nordeste Ltda.に対する関係会社長期貸付金については、期末残高に対して3,707百万円の貸倒引当金を計上しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	320.21 円
1株当たり当期純利益	28.58 円

12. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

東洋エンジニアリング株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 遠藤 正人
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田島 哲平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋エンジニアリング株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋エンジニアリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

東洋エンジニアリング株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 遠藤 正人
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田島 哲平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋エンジニアリング株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、毎月開催する監査役会において各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役及びその使用人等から子会社の事業及び財産の状況について定期的に報告を受けるほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図りました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に基づき、取締役及び使用人等に評価を求め、その結果について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社の取締役及び使用人等からも定期的にその構築及び運用の状況について報告を受けました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、内部監査部門の監査結果を踏まえ、会計監査人から、当該内部統制の整備・運用の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人から会計監査人の監査計画、監査重点項目、監査の内容及び方法について説明を受け、協議を行うとともに、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。更に会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月29日

東洋エンジニアリング株式会社 監査役会

常任監査役（常勤） 根村 俊彦[㊟]

監査役（常勤） 吉田 寛[㊟]

監査役（社外監査役） 松尾 英喜[㊟]

監査役（社外監査役） 三好 貴子[㊟]

以 上